

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第22回）

日 時：令和3年2月5日（金）15：00～

場 所：知事応接室

次 第

1 開 会

2 本部長訓示

3 議 事

（1）感染者の発生状況について

資料1

（2）県独自の緊急事態宣言について

資料2

（3）事業者への支援について

資料3、4

（4）その他

全国と熊本県の陽性確認状況

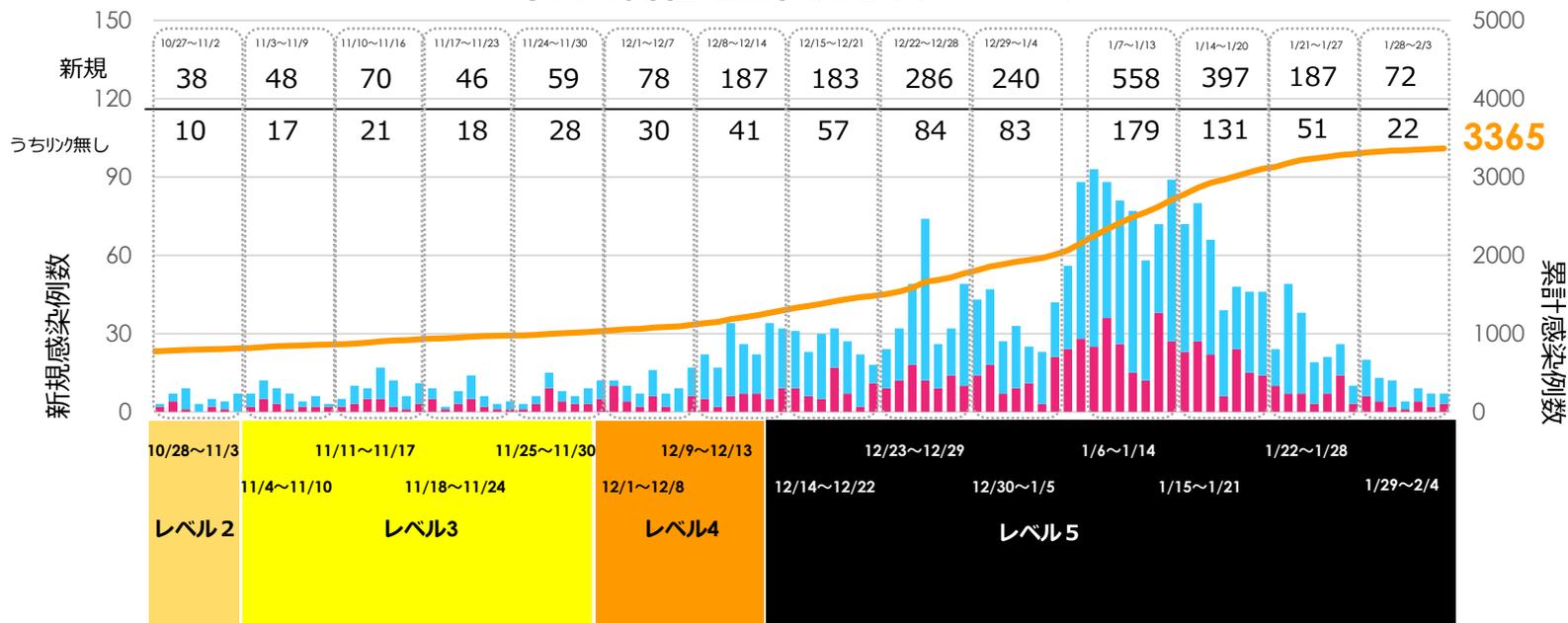
本県の2月3日までのデータによる
 全国のデータは厚生労働省より(2月2日まで)

熊本県陽性例数
 (棒)



全国陽性数
 (折れ線)

県内の陽性確認状況とリスクレベル



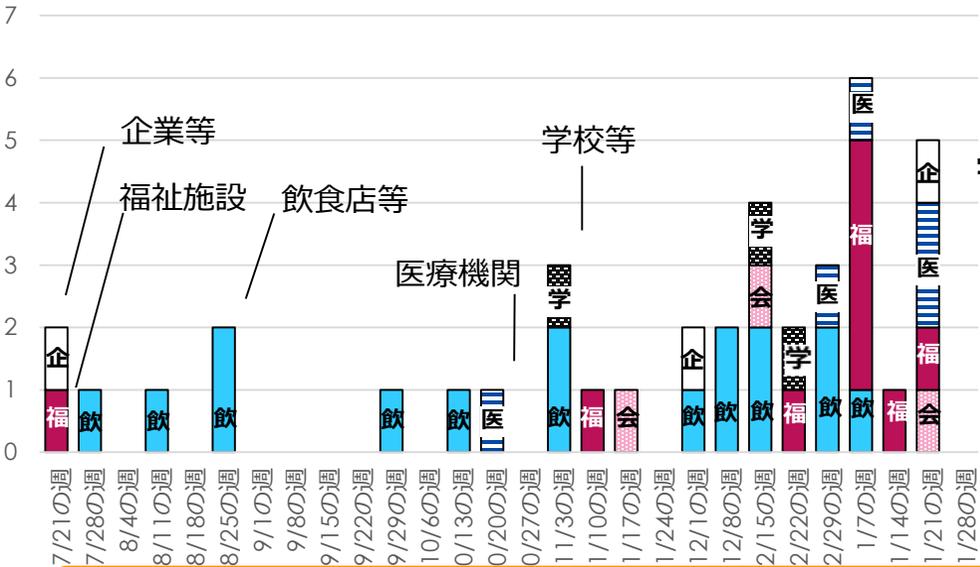
資料 1

※本県の2月3日までのデータによる。リンクの有無は今後の調査により変動することがある

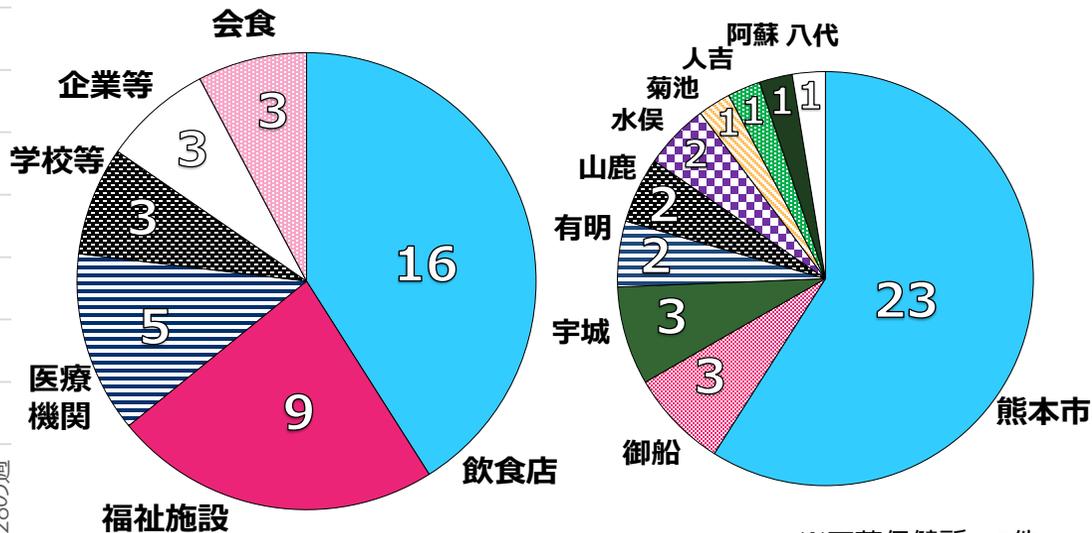
県内のクラスターの発生件数

本県の2月3日までのデータによる

クラスター種別毎



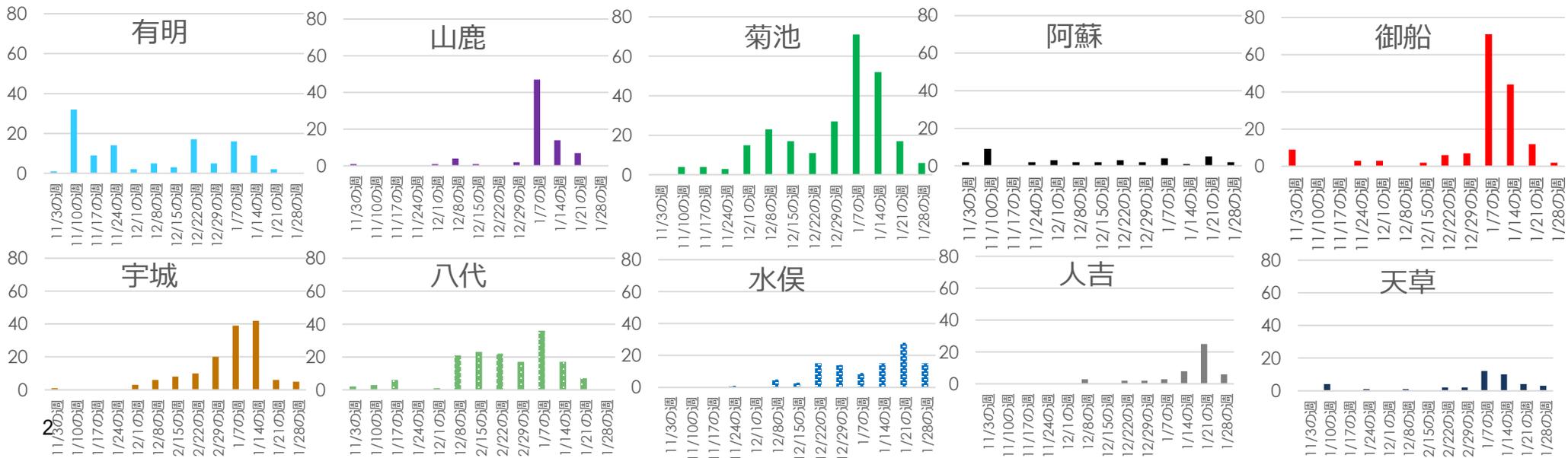
保健所毎



※天草保健所：0件

昨年11月以降の保健所（熊本市以外）毎の新規陽性者の状況

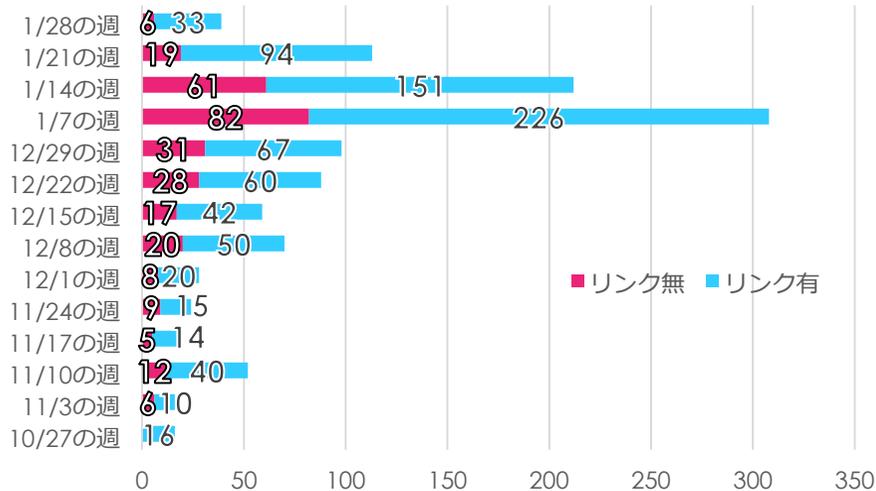
本県の2月3日までのデータによる



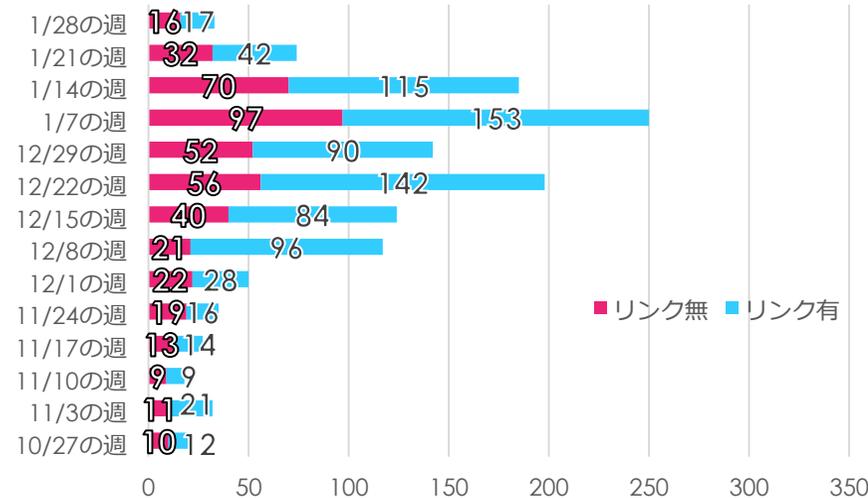
リンク無し陽性者の確認状況

本県の2月2日までのデータによる

熊本市を除く県の状況

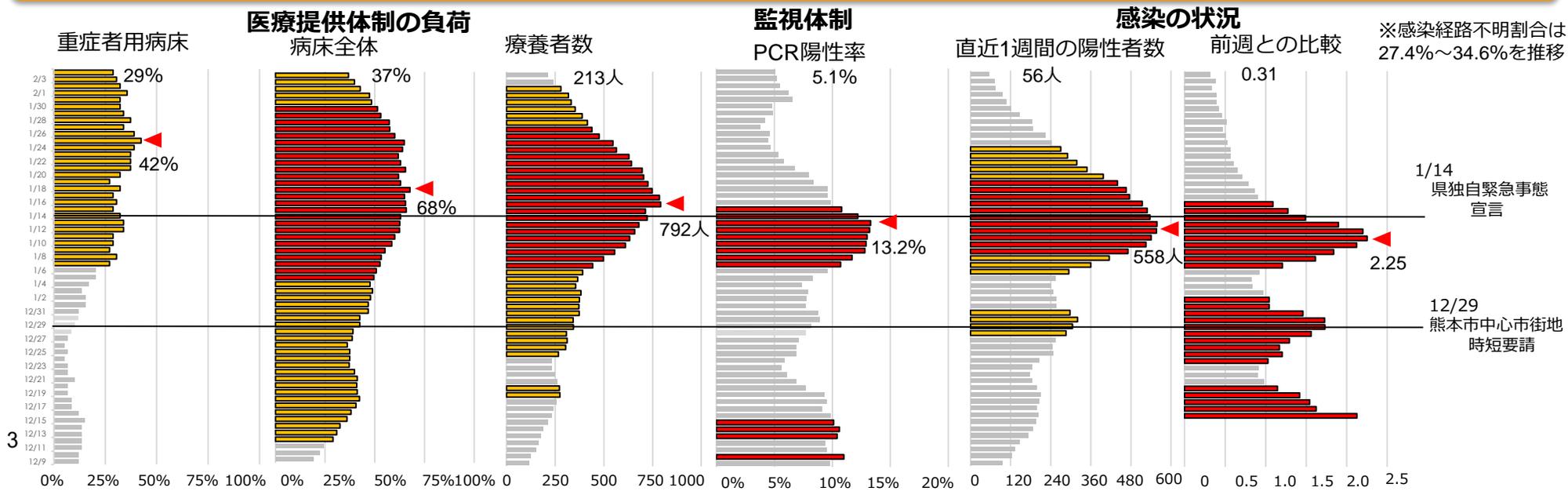


熊本市の状況



※リンクの有無は今後の調査により変動することがある

6指標の推移

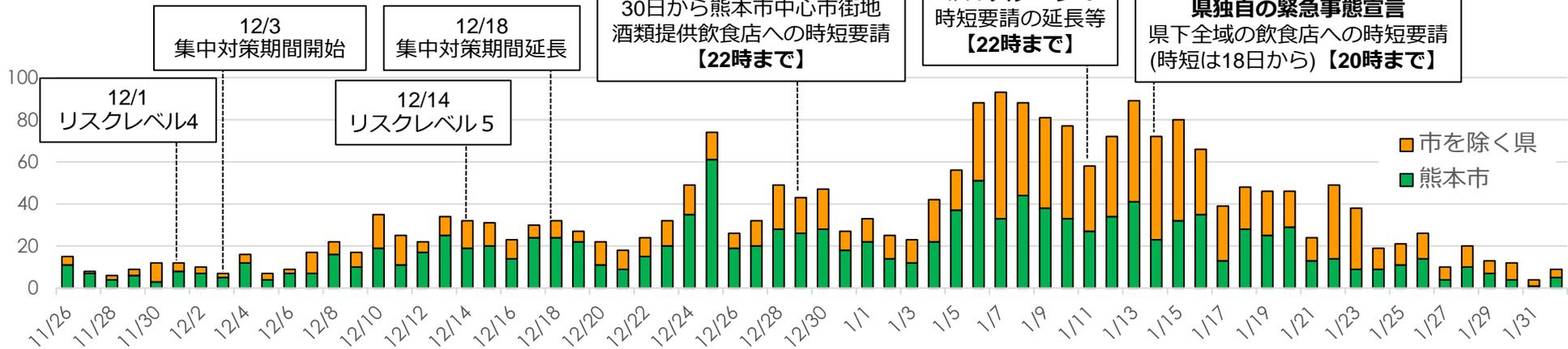


県内の6指標の状況

	医療提供等の負荷 (判断日の状況)		③PCR 陽性率※ (一週間平均値)	感染の状況 (直近1週間の状況)			
	①病床のひっ迫具合			④直近1週間 の陽性者数 (熊本県人口で換算)	⑤前週との 比較	⑥感染経路 不明割合	
	病床全体	うち重症者用					
ステージ4	50%	50%	437人	10%	437人	>1.0	50%
ステージ3	25%	25%	262人	10%	262人	>1.0	50%
ステージ2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階						
ステージ1	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階						
2月4日	36.8%	28.8%	213人	5.1%	56人	0.31	30.6%*
2月3日	39.8%	30.5%	242人	5.2%	72人	0.39	22人(30.6%)
1月27日	57.5%	33.9%	438人	3.8%	187人	0.47	51人(27.4%)
1月20日	61.9%	32.2%	704人	8.0%	397人	0.71	131人(33.0%)
1月13日	62.6%	33.9%	680人	13.3%	558人	1.90	179人(32.1%)
1月11日	60.0%	28.8%	632人	12.8%	541人	2.25	166人(30.7%)
1月4日	47.6%	16.9%	355人	7.4%	240人	0.84	83人(34.6%)
12月28日	39.0%	8.5%	308人	7.7%	286人	1.56	84人(29.4%)
12月21日	41.2%	10.2%	262人	6.9%	183人	0.98	57人(31.1%)
12月14日	32.5%	13.6%	188人	10.6%	187人	2.40	41人(21.9%)
12月7日	18.3%	11.9%	104人	8.0%	78人	1.32	30人(38.5%)
11月30日	16.8%	10.2%	81人	4.9%	59人	1.28	28人(47.5%)
11月23日	18.3%	3.4%	85人	5.7%	46人	0.66	18人(39.1%)
11月16日	17.0%	5.1%	85人	5.7%	70人	1.46	21人(30.0%)
11月9日	14.0%	0.0%	67人	3.3%	48人	1.26	17人(35.4%)

県独自の緊急事態宣言の効果と2月8日以降の取扱いについて

12月以降の陽性者数と対策の実施状況



【本県の感染等の状況】

- 【人 流】熊本市中心部で継続的に減少。
- 【感 染 の 傾 向】熊本市の減少傾向に続き、市を除く県においても減少傾向。移動平均で見ると、3週程度継続。
- 【感 染 経 路】家庭内感染が中心。直近1週間では、飲食店に関係する感染者は確認されていない。
- 【感 染 者 数】1週間に100名を下回っている。一日10名を下回る日もある。
- 【ク ラ ス タ ー】施設でクラスターが頻発していたが、落ち着きが見られている。

感染状況は相当改善し、継続的な減少が見られている。

【本県の医療の状況】

- 【病 床 使 用 率】50%以下で漸減。県全域で考えると、2月下旬にはステージ2まで改善しうると推計している。
- 【重 症 病 床】更なる拡充に向けて医療関係者や専門家会議と連携し取組みを進める。
- 【そ の 他】医療提供体制の再構築、病床等の更なる確保に取り組んでいる。

今後改善の見込みは強いが、現状として特に熊本市の医療提供体制は逼迫が継続。

【国分科会尾身会長が示す国の緊急事態宣言解除の基準】

- ① ステージ3に下がっている ➡ 病床使用率、重症病床使用率はステージ3、それ以外はステージ2水準
- ② 感染状況と医療体制が改善傾向にある ➡ 直近も、感染者数は減少傾向、病床使用率は漸減傾向
- ③ ステージ2まで下がる見通しがある ➡ 医療提供体制の再構築等も進め、2月下旬には達成と推計

病床使用率の確実な減少が確認できるまで感染者を再増加させないために、**県独自の緊急事態宣言を「医療を守る行動強化期間」として延長する。併せて、更なる病床確保など、医療提供体制の強化を行う。**

- ・緊急事態宣言の延長期間は、2月21日（日）までの2週間とする。
- ・ただし、病床使用率がステージ2の基準である25%以下となる確実な見通しが確認されれば途中でも解除する。
- ・時短要請の区域と対象施設は見直し、再増加防止効果が最も高いと考えられる熊本市中心部の酒類提供飲食店に限り、22時までの営業時間短縮を要請する。

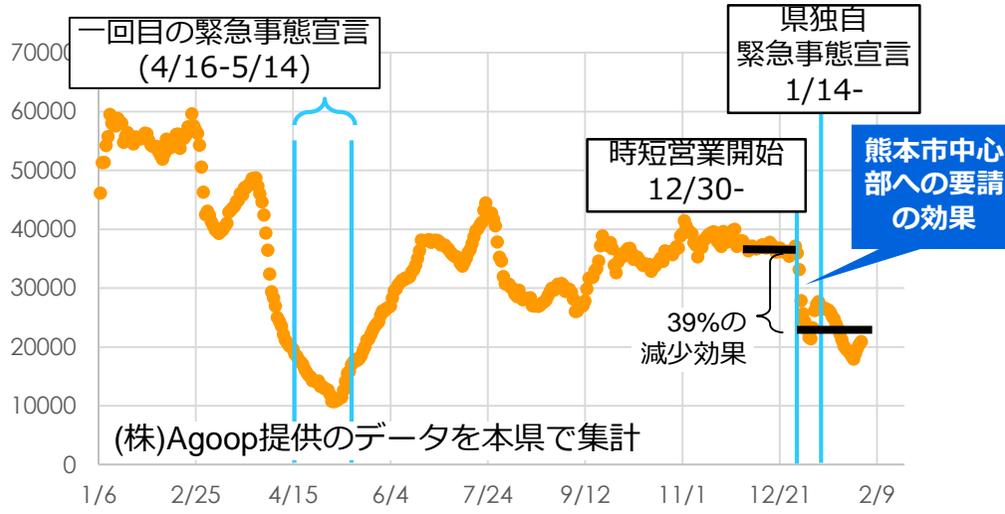
県独自の緊急事態措置について

	1月14日(木)から2月7日(日)	2月8日(月)から2月21日(日)
飲食店の営業時間短縮要請	対象：熊本県内の全ての飲食店 内容：営業時間を20時までとすること（酒類の提供は19時まで）を要請	対象： 熊本市中心部の22時以降も酒類を提供する飲食店等 ※ 内容：営業時間を 22時 までとすることを要請 <small>※…昨年12月の時短要請対象施設と同一の施設</small>
外出自粛	生活や健康の維持のため必要なものを除いて、不要不急の外出・移動の自粛を要請します。特に、20時以降は徹底して下さい。	生活や健康の維持のため必要なものを除いて、不要不急の外出・移動の自粛を要請します。特に、 22時以降 は徹底して下さい。 また、時短要請を行っている熊本市中心部への22時以降の外出自粛は最も徹底して下さい。
イベントの開催制限	上限人数を5,000人以内かつ収容人数の50%以内とすることを要請。 また、開催時間の20時までの短縮や、イベント前後の会食自粛、酒類の提供を11時から19時までとすることを働きかけます。	上限人数を5,000人以内かつ収容人数の50%以内とすることを要請。 また、開催時間の 22時 までの短縮や、イベント前後の会食自粛、酒類の提供を11時から19時までとすることを働きかけます。
その他	テレワーク・時差出勤の推進	
県有施設	開館時間を基本的に20時までとし、収容人数が定められている施設については、人数上限5,000人以内、収容率を50%以内とする（イベントを含む）。また、熊本県主催のイベントを中止又は延期する。	開館時間を基本的に 22時 までとし、収容人数が定められている施設については、人数上限5,000人以内、収容率を50%以内とする（イベントを含む）。また、熊本県主催のイベントを中止又は延期する。

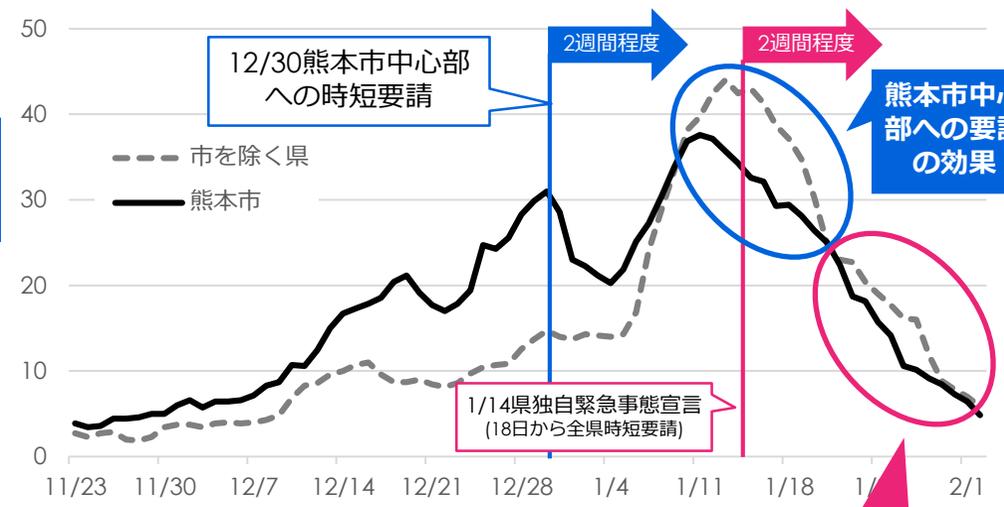
その他県民への要請事項について（継続）

- ・不要不急の県境を越える移動を控えること。
- ・高齢者等とその同居家族は、特に不要不急の外出を避け、人との接触を控えること。
- ・5人以上の会食（宅飲みを含む）を自粛すること。
（会食は、子ども、介助者等を除き4人以下の単位とすること。ただし同居家族のみの場合はこの限りではない）
- ・普段顔を合わせていない方との会食は、極力控えること。
- ・ステッカーを掲示していないなど、感染防止対策が講じられていないホストクラブやキャバクラ等の接待を伴う飲食店は利用しないこと。

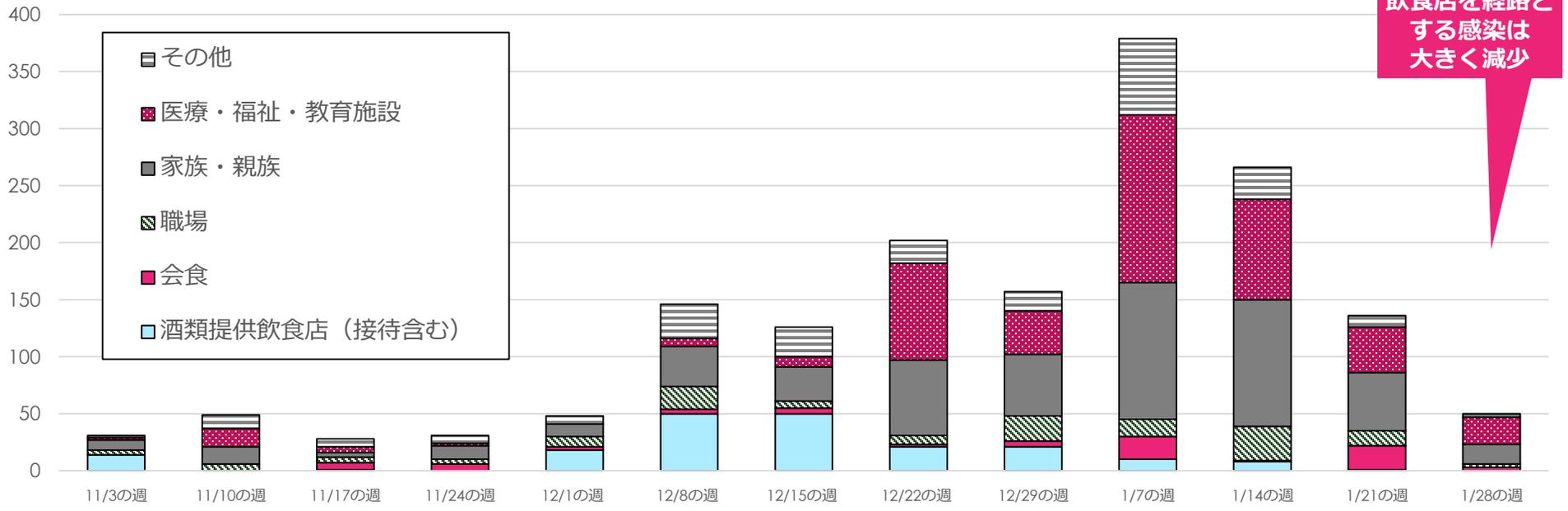
熊本市中心部の人流（午後8時）



県市陽性者(確定日別)7日間移動平均

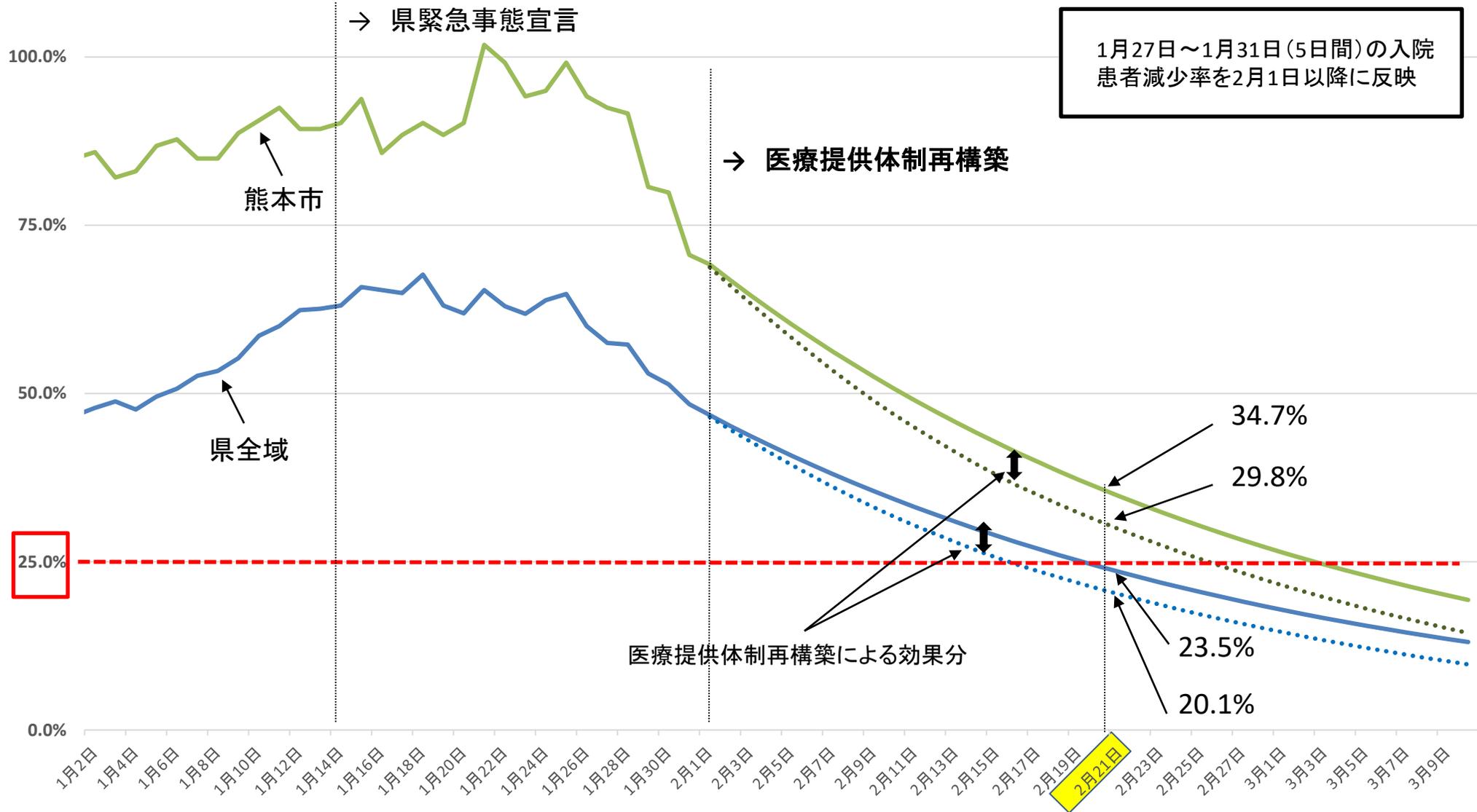


感染経路別陽性者数（リンク有のみ）



感染経路は調査により変更されることがある。

本県の病床使用率（県全域・熊本市）の推計



営業時間短縮の要請について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項の規定に基づき、下記のとおり施設の営業時間短縮について、協力を要請します。

記

1 区域

別紙のとおり

2 期間

令和3年2月8日（月）午後10時から令和3年2月22日（月）午前5時まで

3 要請内容

酒類を提供する飲食店を午後10時以降も営業する施設の管理者に対し、午後10時から翌日午前5時までの間は営業しないことを要請します。

4 対象施設

施設の種類	施設の例
午後10時以降も酒類を提供する飲食店及び接待を伴う飲食店（食品衛生法第52条の規定により許可を受けたもの）	キャバクラ、ホストクラブ、バー、クラブ、居酒屋、酒類を提供する一般的な飲食店、酒類を提供するカラオケ店など

営業時間短縮の要請を行う区域

熊本市中央区の下記の場所とする。

安政町、下通1丁目、下通2丁目、花畑町、桜町、手取本町、上通町、上林町、城東町、新市街、水道町、草葉町、中央街、南坪井町、南千反畑町、辛島町1番～7番、井川淵町1番～2番



営業時間短縮要請に伴う事業者支援

【新型コロナウイルス感染症への対応】

予算額20億36百万円（－）

営業時間短縮要請協力金事業 [商工政策課]

- 県は、独自の緊急事態宣言の発令の延長に伴い、熊本市中心部の酒類を提供する飲食店等に対して、**営業時間短縮の要請を2月21日(日)まで延長**
- 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた者に対して、**最大56万円の協力金を支給**
※緊急事態宣言の解除の場合、営業時間短縮の要請も解除

<要請の概要>

- 1 内容：
営業時間を午後10時までに短縮すること
- 2 対象者：
酒類を提供する飲食店、接待を伴う飲食店を午後10時以降も営業する者
(キャバクラ、ホストクラブなど接待を伴う飲食店やバー、居酒屋に加え、酒類を提供する一般的な飲食店やカラオケ店)
- 3 区域：右図のとおり
- 4 期間：
2月8日(月)～2月21日(日)(14日間)



<協力金>

- 1 コールセンター： **096-333-2828**
096-213-7090
・6日(土)、7日(日)、11日(祝) ⇒ 9:00～17:00
・平日 ⇒ 9:00～17:00
・土日祝日(13日以降) ⇒ 休み
- 2 申請期間：2月22日(月)～3月31日(水)

※県独自の緊急事態宣言延長に伴い増額補正

(12月29日専決分18億94百万円 1月11日専決分18億84百万円 1月15日専決分133億12百万円

合計 191億25百万円)

※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」を活用しつつ、市と連携して事業を実施 (協力金(第4回)負担割合：国8/10、県1/10 [コロナ臨時交付金]、市1/10)

※市と調整中

資料3

中小事業者等への新たな支援パッケージ

～コロナとの共存・再出発を応援～

商工労働部
観光戦略部

事業継続・再開支援Ⅰ

市町村と連携した 対面接客を伴う事業者
全店舗感染防止対策支援金

予算額：16億円(既存予算活用)

【目的】

コロナと共存した事業の再出発に向けて、対面での接客等を伴うあらゆる事業者が行う感染防止対策強化の取組みを支援

【内容】

- ①店舗・施設等の備品等購入支援
(アクリル板、CO2濃度計、アルコール消毒液など)
- ②飲食店従業員PCR検査受検促進支援
ア PCR検査受検費用支援
イ 休業補償保険加入支援 (保険料補助)

【支援額(上限)】

- ① 1店舗 **10万円** (補助率 3/4)
(タクシー等:1台 **3万円**)
- ② ア 1件 **2万円** (補助率10/10)
イ 1店舗 **10万円** (補助率10/10)

①・②ともに市町村補助額の1/2を県が負担

全国初

事業継続・再開支援Ⅱ

飲食店時短営業等で甚大な影響を受けた
中小事業者等への支援金(一時金)

制度設計中

【目的】

飲食店の時短営業等の影響により売上が激減した県内の飲食店取引事業者等を支援

国制度対象外の
県内取引事業者を県独自支援

【対象】

- ①時短営業を実施した飲食店との取引または、
 - ②不要不急の外出・移動の自粛による影響
- により、本年1月又は2月の売上高が対前年比50%以上減少

【支援額(上限)】

- 法人：**40万円**
- 個人事業者：**20万円**
- ※ 国制度と同様、3月申請受付開始予定
- ※ **国制度** (法人：60万円、個人事業者：30万円) との重複受給は不可 (東京都、福岡県などの飲食店との取引がある場合など)

事業継続・再開支援Ⅲ

円滑な資金繰り支援

2月1日からスタート(制度改正)

【目的】

制度融資による中小事業者等の円滑な資金繰りを支援

【内容】

- ・全国統一の新型コロナ対応資金(原則無利子・無担保)融資限度額を引上げ
- ・4,000万円→**6,000万円**

※ R3.3.31まで受付

(R3.5.31融資実行分まで)

※ 6,000万円を超える資金の相談については、引き続き、金融円滑化特別資金(コロナ対応)において対応

市町村と連携した 対面接客を伴う事業者 全店舗感染防止対策支援金

【新型コロナウイルス感染症
対応総合交付金事業(第3弾)】
予算額16億円(-)
既存予算活用 ※メニューを追加

1 感染防止のための備品等購入支援

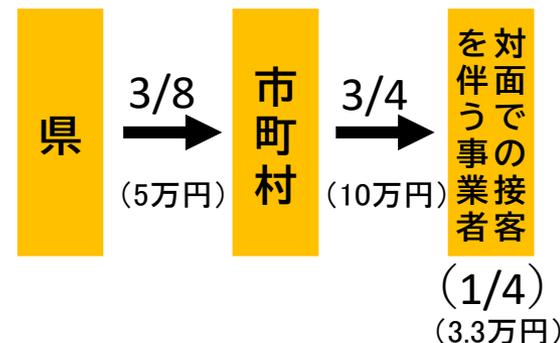
(1) 対象

・対面での接客等を伴うあらゆる事業者^(※)が行うアクリル板、Co2濃度計などの備品等購入費

(※) 飲食店・小売店のほか、宿泊施設、タクシー、理容店・美容店、施術所等を想定

<以下の店舗及び施設は対象外>

- ・主に、社員等が事務を行うための施設(事務所・オフィス等)
- ・国又は県が実施する同趣旨の補助金等の対象となる店舗・施設
(医療機関・薬局・福祉施設・鉄道・バス等)等



(2) 支援額 (事業者受給ベース)

・1店舗当たり10万円 (タクシー等は1台当たり3万円) を上限

2 飲食店従業員のPCR検査の受検促進支援

(1) 対象

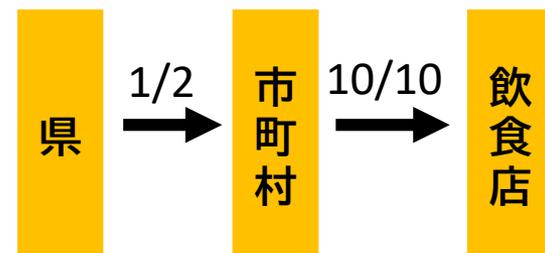
ア 飲食店従業員のPCR検査受検費用 (市町村推奨分)

イ 休業補償保険加入支援 (保険料補助)

(2) 支援額 (事業者受給ベース)

ア 1件当たり2万円を上限

イ 1店舗当たり10万円を上限 (1年間の保険料を支援)



3 感染防止対策取組店の情報発信支援

(1) 対象 市町村が行う感染防止対策取組店舗の情報発信 (HP、チラシ等)

(2) 支援額 補助率1/2、交付上限150万円



時短要請等により甚大な影響を受けた 中小事業者等への支援（一時金）

制度詳細は
検討中

売上の減少した中小事業者等に対する一時金の支援

対象

熊本県独自の緊急事態宣言(1/14～)に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛の影響により、売上が減少した県内に店舗や事業所等を有する中堅・中小事業者（国の「中小事業者に対する支援(一時金)」及び「熊本県時短要請協力金」の対象者は除く）

要件

①又は②により、本年1月又は2月の売上高が対前年同月比で50%以上減少していること

①時短要請(他道県の独自発令を含む)の飲食店と直接・間接の取引があること
(農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定)

②不要不急の外出・移動の自粛(他道県の独自発令を含む)による直接的な影響を受けたこと
(旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定)

支援額

法人は40万円、個人事業者は20万円を上限に支援

※算出方法:前年1月及び2月の事業収入 - (前年同月比50%以上減少の月の事業収入×2)

※算出方法により得られた額が40万円(又は20万円)を下回った場合は、当該得られた額を支援。

申請方法

必要な申請書類を現在検討中

熊本県一時金コールセンター 2月8日(月)から開設

096-387-1515 (平日9~17時)

※2月下旬を目途に制度詳細・申請方法等をお知らせします。